

# 視察報告

## 議会広報広聴委員会

視察者9名

堤、山田、松永幹、重松、久米、  
白倉、中山、中本、西村

1月26日(木)

①長野県松本市

議会報告会と出前講座に  
ついて

議会基本条例の推進組織として四つの部会（政策部会、広報部会、交流部会、進行管理部会）を設置し、情報発信や議会報告会の企画・運営は広報部会が担っていた。

議会報告会は、21年度は1会場、22年度は7会場、23年度は3会場で実施されていた。  
また、10人以上のグループから要望があれば、議会の出前講座を実施していた。



多治見市での視察のようす

1月27日(金)

②岐阜県多治見市

統一テーマを設定した議会報告会について

報告会は、議会活性化特別委員会が主体となり、8名1組で3班を編制し、実施していた。

報告会では統一したテーマを設定しており、平成23年度のテーマは「議会の役割」「分庁舎建設について」であった。

## 自治基本条例調査特別委員会

視察者13名

中本、重田、山下伸、実松、川副、中山、  
亀井、山本、福島、田中、福井尊、池田、西岡

1月30日(月)

①熊本県熊本市

自治基本条例の制定過程  
について

市民と行政が協働で自治基本条例の素案づくりに取り組む「協働のまちづくりをすすめる市民会議」が平成15年にスタートし、平成16年7月には「市民会議素案」がまとめられ、これを基にパブリックコメントを実施し、平成17年第1回定例会に議案が提案された。しかし、継続審議となり「地方自治の推進に関する調査特別委員会」で審議されたが、審議未了で廃案となった。

その後、平成21年第3回定例会に再度提案され、可決された。



薩摩川内市での視察のようす

1月31日(火)

②鹿児島県薩摩川内市

市民協働によるまちづくりを  
定めた自治基本条例について

薩摩川内市の自治基本条例は、「どんなまちづくりを行っていくか」「それにより市民がどう関わっていくか」を明らかにする条例で、市民と市がお互いの立場を尊重し、共に力を合わせて住みやすいまち、活力のある地域社会をつくっていくための大切な仕組みを定めるもので、最高規範として位置づけられていた。

## 議会運営委員会

視察者10名

川原田、福島、山下伸、松永憲、実松、  
川副、野口、江頭、重田、黒田

4月24日(火)

①京都府亀岡市

議会活性化の取り組みに  
ついて

亀岡市議会では、「モニター放映」「議長交際費の公開」「費用弁償の廃止」「政治倫理条例の制定」「議会基本条例の制定」「議会報告会の開催」「事務事業評価の実施」などに取り組みされており、本市議会での取り組みがないものとして「常任委員会月例開催」「本会議休日開催」などがあった。

評価の実施」などに取り組みされており、本市議会での取り組みがないものとして「常任委員会月例開催」「本会議休日開催」などがあった。

4月25日(水)

②兵庫県宝塚市

議会改革の取り組みについて

宝塚市議会では、「委員



宝塚市での視察のようす

会の原則公開」「政治倫理条例の制定」「委員会記録の公開」「政務調査費の領収書義務付け」などに取り組みされており、本市議会での取り組みがないものとして「本会議録の議員への配布の取りやめ」「各種会議通知のペーパーレス化」などがあった。

## 総務委員会

視察者10名

川崎、重松、松永幹、松永憲、川副、中本、福井章、嘉村、西岡、武藤

5月15日(火)

### ①大阪府箕面市

ふれあい安心名簿条例について

個人情報保護に対する意識の向上に伴い「個人情報は何でも保護」「名簿は作ってはならない」など、個人情報保護法の誤解や過剰反応が一部に生まれている。このため、個人情報の保護と有用な名簿作成の推進とのバランスの中で、より安心して名簿を作成し、利用できる環境整備を進め、地域団体が主体的に取り組む際の基準を定めることにより、地域社会の安全とコミュニティの進展を願う条例が制定されていた。

・名簿作成のため情報を収集するときは、名簿の利用目的、掲載する内容、配付先を事前に知らせ、本人の同意を受ける。  
・情報収集等において条例の手続きに沿って作成された名簿は、市が認証する。  
・名簿掲載者からの問い合わせや相談に応じる「名簿管理者」を設置する。



▲災害用マンホールトイレの設置工事の様子



仮設トイレを設置した様子▶

・不要になった名簿は回収し処分するか、全員に通知を行い各自で処分させる。

5月16日(水)

### ②京都府長岡京市

災害用マンホールトイレ設置事業

地震などの災害避難時のトイレの問題を解消するため、地域防災計画に基づき5年計画で避難所となっている小・中学校に設置していた。

1日に1500人が利用できる量の貯留が可能である。

## 文教福祉委員会

視察者10名

平原、野中、実松、千綿、川原田、山本、福島、田中、山下明、黒田

5月15日(火)

### ①栃木県宇都宮市

小中一貫教育と地域学校園について

モデル校での実施を経て平成24年度から全小・中学校で実施していた。カリキュラムは4・3・2制

(基礎期・活用期・発展期)で、これにより中学校進学後の環境変化に伴う不登校の増加が軽減されていた。

「地域はみんなの学校」を目指し、子どもを中心に据えた地域との連携を図る「地域学校園」を推進していた。特に、地域内のすべての行事がわかる「地域コミュニティカレンダー」の作成により、地域の一体感が醸成されていた。



宇都宮市での視察の様子

5月16日(水)

### ②東京都中野区

学校2学期制について

平成16年度から全小・中学校で実施しており、増加した授業時数で繰り返し学習や習熟度別学習、体験学習等を充実していた。

平成23年4月1日に全国で初めて、高齢者や障がい者の平時の見守りのため条例を施行し、これに基づき名簿管理者、名簿閲覧者を定め、町会・自治会へ名簿形式で個人情報の提供を行っていた。また、名簿の管理、利用方法に関する協定書を町会・自治会と締結し、情報管理のための研修を実施していた。

名簿管理者、名簿閲覧者以外は名簿を見ることができず、違反した場合には罰則が適用される。

## 経済産業委員会

視察者8名

池田、山田、山下伸、亀井、堤、山口、西村、江頭

5月15日(火)

### ①茨城県小美玉市

茨城空港の格安航空(LCC)就航による地域経済への影響について

ボーディングブリッジを設置しないなど設備の簡素化により建設費、維持費を節減し、これにより施設使用料を低く抑えていた。

また、ターミナルビルでのイベント(日本各地や韓国の物産フェア、韓国映画製作発表会等)の開催によりメディア等への露出を増やし、空港の認知度の向上を図るほか、旅客以外の来場者増により空港ビル収支へ寄与、ひいては将来の旅客予備軍の育成を図っていた。



茨城空港視察の様子

5月16日(水)

### ②神奈川県相模原市

さがみはら森林ビジョンについて

50年後の森林の将来像を想定しつつ、今後20年間の基本的な施策の方向性を示したもので、「森林に関する情報提供」「環境教育の推進」「市民と森林の接点づくり」「木材等の利活用の推進」「森林環境の保全・整備」に取り組んでいた。

「耕作放棄地対策協議会」を設置し、「再生農地の選定」「再生作業の実施」「土壌改良等経費の助成」「農業用機械のリース経費の助成」などに取り組んでいたが、平成24年度までの再生予定面積は、耕作放棄地約104畝中まだ約2畝であり、地道なPR等に努めていた。



## 用・排水対策 調査特別委員会

4月27日開催

### 排水対策基本計画策定の概要について

〔質問〕業務委託するコンサルタントをプロポーザルで決定することだが、同種の実績がある業者は何かあるのか。また、県外業者にも広く参加を募るのか  
〔答弁〕過去5年間で同種の実績がある業者を予定し

ており、8社以上は存在する。公募は、ホームページでの公開等により県外にも広く参加を求めたい。

〔質問〕検討委員会の構成は、学識経験者や国、県を中心とした構成ではなく、

もつと現場の声を反映できるように構成にできないか  
〔答弁〕現場の声は重要だが、特定の地域に偏った意見ばかり出てもまともでない。全市的な視点で見たい。ただの方を選任したい。

〔質問〕計画の対象地域の範囲は。また、課題・問題点の抽出方法として、エリアを分けた抽出は考えているか。

〔答弁〕山間部は浸水対策よりも土砂災害等の対策が必要であり、今回は平野部での浸水対策の計画を予定している。課題・問題点の抽出方法としては、河川の流域ごとに水の流れを整理

し、あわせて流域ごとの上流、下流等の各エリアを分けて考えていきたい。

### 嘉瀬川ダム完成後の石井樋分派計画運用(案)について

〔質問〕昔は農業用水も多布施川を經由して川副町に流れていたが、市の江川副幹線水路を經由するようになったことで、多布施川の流量が激減した経緯がある。

昔のように多布施川を經由させる検討はできないか。  
〔答弁〕農業用水には水利権があり、その中で担保されてきた。それをまちなかの環境用水として使うことは、現時点では考えていない。

### 現地調査

5月24日開催

地域環境用水に関する現地調査として、川上頭首工、石井樋、多布施川と天祐寺



現地調査の様子

# 特別委員会

## 自治基本条例 調査特別委員会

4月17日開催

### 今後の当委員会のあり方について

自治基本条例検討会議とは一線を画し、当特別委員会が主体的に調査研究を行っていく。全体のスケジュールについては、三つのステージに分けて進める。第1ステージでは、自治基本条例、そして地方自治のあり方に関する研鑽を行い、

当特別委員会としての認識を深めていく。その調査項目は、佐賀市における地方自治推進の現況及びあり方に関する調査とし、「市民と行政の協働に関する調査」「市民参画制度に関する調査」「コミュニティ形成の取り組みに関する調査」「その他地方自治推進のための方策に関する調査」の4項目について調査を行うっていく。第2ステージでは、自治基本条例検討会議でまとめられた素案の

重要な条文や文言等について当特別委員会としての認識を深めていく。第3ステージでは、執行部の原案の作成の進捗状況にあわせて対応していく。今後、自治基本条例が議案として提出された際には、当委員会において審査を行いたいという意見があった。



自治基本条例検討会議ワークショップの様子

5月22日開催

### 市民と行政の協働に関する調査

〔質問〕参加と協働を進める指針では、企業の役割も大きい。しかし、現在の社会情勢では、企業も余裕がないと感じるがどうか。  
〔答弁〕これまでではどちらかというと、行政と市民活動団体の協働に力を入れてきた経緯がある。今後は、

企業が持っているアイデアを引き出して、市民活動団体や行政とつないでいくこ

とも進めていきたい。  
〔質問〕協働事業は、現実には市民活動団体をベースに考えており、地縁団体にまで考えが向いていないと思うがどうか。  
〔答弁〕協働実態調査の結果によると、地縁団体と多くの協働事業を行っている。現状での協働の取り組みとしては、地縁団体を対象とした地域コミュニティづくりと市民活動団体を対象とした「チカラット」などが柱となっている。

# 特別委員会

## 合併検証 調査特別委員会

5月24日開催

### 大和支所状況調査

3月定例会

### 合併検証調査特別委員会 の設置

平成17年10月1日の市町村合併から既に6年半ほど経過しており、平成17年及び平成19年の二度の合併について検証を行う必要があるとの考えから、合併後の市民サービスに大きく影響を与えると考えられる「本庁・支所の機能」を調査範囲とし、設置した。

4月26日開催

### 調査手法、スケジュール等の協議

まずは、支所の利用状況や周辺住民の意見・要望などを把握する必要があるとの考えから、各支所に出向き、十分な聞き取り調査を行い、支所の状況を把握していくことを確認した。

5月24日開催

●来庁者数 平成23年度実績は9万7724人で、1日当たり407人が来庁。

このうちの3割程度が大和町以外の利用者である。

●支所職員数 合併前の148名から減少し、現在は53名。

●空き部屋の活用状況 現在、佐賀県後期高齢者医療広域連合や大和地域包括支援センター、佐賀市教育研究所に貸与している。また、申し出に応じて、旧議場をコンサート会場として貸し出したり、会議室を自治会等に貸し出したりしている。

●現在の支所機能について

◆本庁・支所の業務の範囲が明確でない部分がある。

◆住民票などの証明発行等について、高木瀬や金立などの大和町以外からの

来庁者数が増加しており、利便性が向上している反面、窓口業務が繁忙化している。

◆職員が抱える業務の守備範囲が広く、担当職員が現場対応等で不在の場合、市民からの問い合わせなどへの対応が難しいことがある。

●住民等からの要望

◆北部建設事務所の大和支所への移設

◆ごみ処理施設の統廃合の早期実現

◆ごみ袋やごみの分別方法の統一など。

【意見】大和町以外の来庁者数が増加しているが、合併により、逆に大和町から本庁や他支所を利用する住民も多いと思われる。全体的な利用者の流れを把握する必要はある。

## お詫びと訂正

さが市議会だより（第31号）21ページの松永憲明議員の質問への答弁①において、「避難生活」とすべきところを「非難生活」と誤って掲載しておりました。

関係者の方々に深くお詫びし、訂正いたします。

平成23年度及び平成24年度に開催しました議会報告会の配付資料に佐賀市議会基本条例を掲載しておりましたが、その前文において「真の地方自治の実現を目指す」とすべきところを「…を日指す」と誤って掲載しておりました。

お詫びして訂正いたします。

## 編集後記

佐賀市議会基本条例に基づく議会報告会も今年度で3回目となり、市内16会場において、411名の市民の皆様にご足をお運びいただきました。

ご参加いただき、誠に有り難うございました。議会報告会もようやく緒に就き、市民の皆様との意見交換も好評をいただけるようになってきたかと思えます。しかし、一方では議会活動が見えないことと、地域に出向き市民との対話を望むご意見も多く、広報・広聴のあり方を再構築すべきかと感じています。

さて、夏本番となり高温注意情報と共に、近年では熱中症警報を耳にするようになりました。更に電力不足による節電対策が進まれ、エアコンの控えすぎなど、過度の節電による熱中症の危険度が高くなっています。

まさに「熱中症と節電」背中合わせの状態にあるかと思えます。

節電のためエアコンを使わず体調不良を起さず、熱中症で危険な状態を招くことは本末転倒と言えます。「節電」は、無理をするのではなく、ムダを省くことが大切です。

猛暑日に限らず、まず室温・体温の管理を徹底し、こまめに水分補給を行いましょ。特に、高齢者や子どもたちはみんなで見守る事が重要です。

皆さん、「熱中症対策」が優先です。  
(松永 幹哉)